

あなたの家は、地震がきても大丈夫ですか？

地震に強い住まいづくりの 費用を補助します

ブロック塀等の

住宅の改修設計

撤去・改修

耐震改修



耐震診断

地震大国である日本では、地震がいつどこで起きるかわかりません。地震による被害を少なくするために、まずは住宅の耐震診断を受け、耐震性が不足する場合は早めに耐震改修工事を行いましょう。北栄町では今年度も耐震診断、改修設計、耐震改修、ブロック塀等の撤去・改修について一部補助金の制度を設けておりますので、耐震化にお役立てください。

<北栄町木造住宅耐震診断事業および北栄町震災に強いまちづくり促進事業>

北栄町役場 地域整備課

耐震診断

1. 無料または補助対象となる住宅

北栄町内にある次の要件すべてに該当するもの

- ① 木造の一戸建ての住宅または併用住宅（店舗の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの）
- ② 平成12年5月31日以前に建築工事に着工されたもの
- ③ 延べ床面積が280㎡未満で、階数が2以下のもの
※280㎡以上は有料耐震診断の補助をご利用できます。
ご相談ください。
- ④ 木造在来軸組工法・伝統的工芸・枠組壁工法で建築されたもの（プレハブ工法や丸太組工法のものは対象外）
- ⑤ 現に居住の用に供しているもの

2. 耐震診断を行う技術者と診断方法

町が業務委託した民間建築団体等に所属する設計事務所から建築士が選定され、派遣されます。診断方法は、住宅の壁などをはがすことなく目視により外部（敷地、床下、天井裏）を調査し、住宅の耐震性能を診断する「一般診断法」です。

3. 診断費用

無料です。ただし耐震診断以外の費用は個人負担になります。

住宅の改修設計・耐震改修

1. 補助対象となる住宅

- ① 平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ② 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの
- ③ 耐震診断（一般診断法等）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ④ 耐震改修は、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの
- ⑤ 国、地方公共団体以外の者が所有するもの

2. 改修設計・耐震改修を行う技術者

申請者が民間建築団体等に所属する設計事務所の建築士に依頼します。

3. 補助金の限度額

改修設計・・・160,000円

耐震改修・・・1,400,000円

耐震診断を受けていただいた方に
こちらの制度をご案内いたします



ブロック塀等の撤去・改修

1. 補助対象となるブロック塀等

次の①～④に掲げるものすべてを満たす撤去及び⑤を満たすフェンス等の改修であること

- ① 高さが60cmを超えるコンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀
- ② 避難路（住宅や事業所等から避難所等へ至る私道を除く経路）に面したもの
※上記以外の不特定の者が通過する道路（私道を除く）に面したものは、随時ご相談ください。
- ③ ①②に該当し、建築士またはブロック塀診断士によって危険性が確認されたもの（申請後に町で危険性を確認します）
- ④ ③で危険性が確認されたブロック塀等の全てを撤去するもの
- ⑤ 本補助事業を活用して撤去したブロック塀の範囲に新設するフェンス、生垣への改修

◆フェンス等の改修に関する注意事項◆

崩壊の危険性のある擁壁の上にフェンス等を設置する場合や、4m未満の道路沿いにフェンス等を設置する場合には、民地側にセツバックをお願いすることがあります。

2. ブロック塀等の改修・撤去を行う技術者

申請者が施工業者に依頼します。 ※ブロック塀への改修は補助の対象にはなりません。

3. 補助金の限度額、算出方法等

・ブロック塀等の撤去・・・次のア～ウのうち**最も低い額**が補助額となります。

【基礎を撤去しない、基礎がない場合】

- ア) 限度額の300,000円
- イ) 撤去するブロック塀の長さ単価18,000円/mと3分の2を乗じた額
- ウ) 工事費用に3分の2を乗じた額

【基礎を併せて基礎を撤去する場合】

- ア) 限度額の**600,000円**
- イ) 撤去するブロック塀の長さ単価**36,000円/m**と3分の2を乗じた額
- ウ) 工事費用に3分の2を乗じた額

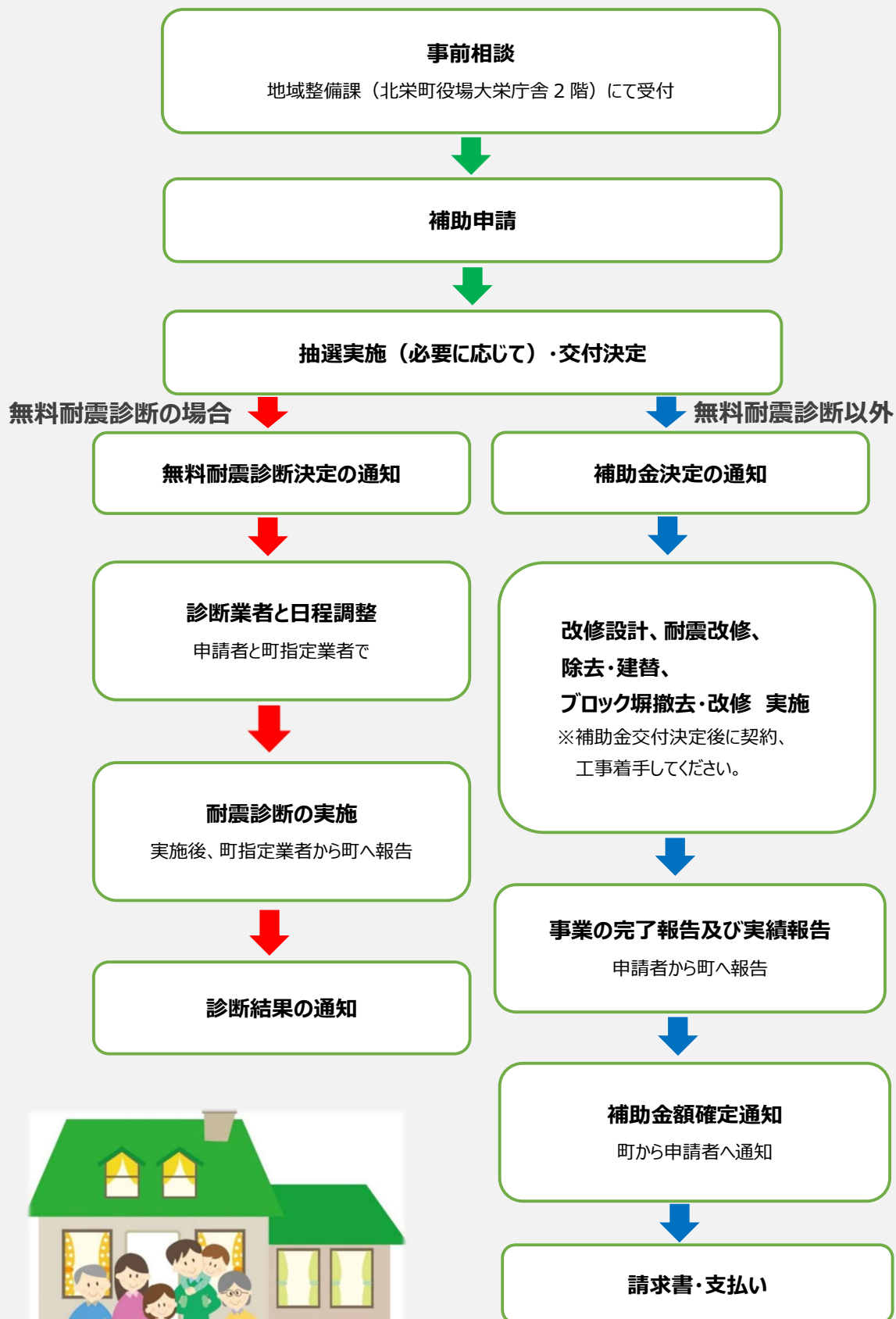
・ブロック塀等の改修・・・限度額200,000円。補助額の算出方法は上記の撤去のイとウと

安全な軽量フェンスへの改修例

同様でそのうち**最も低い額**が補助額となります。ただし単価は25,000円/m、乗じる数は3分の1となります。



手続きの流れ



すべて年度内に終了することが必要です

補助申請に関するご案内

	無料耐震診断	住宅の改修設計・耐震改修			ブロック塀等の 撤去・改修
		改修設計	耐震改修（建替含）・ 省エネ改修	除却	
募集予定数	10 戸	1 戸	2 戸	7 戸	5 件程度
申請資格者	対象となる住宅等の所有者（複数いる場合は代表者 1 名）				
実施時期	申請の日から、 約 2 か月後	申請の日から、約 1 か月後			
申請書 配布場所	北栄町役場大栄庁舎 地域整備課、ホームページ				
提出書類 ※記入と押印を 忘れずに お願いします	☐ 北栄町木造 住宅耐震診断 申請書	☐ 補助金交付申請書 ☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 ※添付書類として、事業費の見積書の写しが必要です。			
	☐ 付近見取り図 ☐ 個人情報の調査承諾書 ☐ 建物の所有者、建築時期、面積、構造、階数が確認できる書類 ☐ 設計図書の写し（筋交いの図面）※なくても可 ☐ 建物の所有者が複数いる場合→耐震診断に係る同意書（全員） ☐ 賃貸人がいる場合→耐震診断に係る同意書（世帯主）	ブロック塀等撤去・ 改修の申請に必 要な書類は、補 助金交付申請書 から個人情報の 調査承諾書まで です			
提出先	補助の要件に該当するか否かを聞き取りしますので、必ず北栄町役場大栄庁舎の地域整備課へ ご持参ください。				
注意事項	・申請者の都合または町が耐震診断決定を取り消した場合で、すでに耐震診断を実施しているときは、 診断費用に相当する額の支払いを求めることがあります。 ・募集予定数は目安であり、予算の範囲内で対応します。				

ブロック塀等撤去・
改修の申請に必
要な書類は、補
助金交付申請書
から個人情報の
調査承諾書まで
です

◆お問合せ先◆ 北栄町役場 地域整備課 地域整備室



【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日を除く）

〒689-2292 北栄町由良宿 423 番地 1（大栄庁舎 2 階）

電話：0858-37-3117（地域整備室 直通）

ファクシミリ：0858-37-5339

メールアドレス：chiikiseibi@e-hokuei.net

ホームページ：http://www.e-hokuei.net



上の QR コードから申請書等の
ダウンロード先へ直接アクセスできます

地域整備課 耐震診断

検索